

有償ボランティアの旅費及び費用弁償にかかる規定

(目的)

第1条 この規定は、武庫小校区まちづくり連絡協議会(以下、協議会)の役員または専門部会スタッフが協議会の活動により発生した旅費及び費用弁償(日当)について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、役員及び専門部会スタッフ並びに事業活動等に伴うボランティアスタッフについて適用する。

(旅費の種類)

第3条 この規定でいう旅費とは次のものをいう。

- 一 公共交通機関を利用した場合の交通費実費
- 二 自家用自動車を利用した場合の燃料費及び通行料並びに有料駐車料金

(費用弁償の種類)

第4条 この規定でいう費用弁償とは次のものをいう。

- 一 専門部会の事業にかかるスタッフ及び事業活動等に伴うボランティアの費用弁償とし、別表第1に定めるものとする。

(交通費の計算)

第5条 交通費は、最も経済的な順路や方法に基づいて計算する。

- 2 交通機関を利用した場合は、協議会が認め実際に通過した順路や方法に基づいて計算する。
- 3 自家用自動車を利用した場合の燃料費は、その区間距離により別表第2定めるものとする。
- 4 自家用自動車を利用した場合の有料道路通行料及び有料駐車料金は実費とする。

(旅費及び費用弁償(日当)の支払い)

第6条 旅費及び費用弁償の支払いが発生した場合は、様式第1により請求し、受領するものとする。

(その他)

第7条 この規定に定める以外に協議会活動において旅費または費用弁償の支払いが生じた場合は、協議会会長と協議するものとする。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和元年5月19日から施行する。

附則

この規定は、令和2年5月24日から施行する。

別表第1(費用弁償に関する規定)

活動種類	活動時間帯	費用弁償の額	備考
まち協サロン従事者	1回 (9:00~13:00)	200円	平常時:5人程度 繁忙時:随時対応
公園等管理作業従事者	1時間	800円	市の指定する公園に加え、まち協が認める個所が対象

別表第2(旅費に関する規定)

活動種類	往復距離	金額
役員等が対外的用務により自家用自動車を利用した場合の燃料費	往復5km未満	100円
	往復5km以上10km未満	200円
	往復10km以上20km未満	400円
	往復20km以上10km毎に200円を加算する。	

様式第1(旅費及び費用弁償請求書兼領収書様式)

旅費及び費用弁償請求書兼領収書		
内容		
金額		
明細	日時・活動内容等	
上記金額を領収しました。 【氏名】_____		領収印
【住所】_____		
		年 月 日 印

以上